

札幌市医療的ケア児支援検討会

第1回会議

日 時 平成30年6月12日(火) 19:00～21:00

場 所 TKP札幌ビジネスセンター
カンファレンスルーム5A

次 第

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 委員紹介
4. 会長等選出
5. 協議・意見交換
 - (1) 委員の自己紹介
 - (2) 今後のスケジュール
 - (3) その他
6. 閉 会

1. 開 会

○事務局（中田） 皆様、こんばんは。

本日は、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第1回札幌市医療的ケア児支援検討会を開催いたします。

私は、本日の検討会におきまして、会長が決まるまでの間、司会を務めさせていただきます、札幌市障がい福祉課企画調整担当課長の中田と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

このたびは委員に御就任をいただきまして、誠にありがとうございます。

本検討会は、一般の傍聴者にも公開をさせていただいておりますが、本日は傍聴される方が9名いらっしゃいますので、御報告申し上げます。

開催案内につきましては、札幌市役所の公式ホームページなどで事前にお伝えをしております、人数につきましては、会場の関係から、先着10名程度ということでお願いしているところでございます。

それでは、初めに、お配りしております資料の確認をお願いいたします。

お手元の会議次第をご覧ください。

1、土島委員からの提出資料で、「YELL（北海道小児等在宅医療連携拠点事業）の3カ年事業報告書」でございます。

2、御家瀬委員からの提出資料で、「札幌市自立支援協議会重複障がいに関するプロジェクトの概要」でございます。

3、筒井委員からの提出資料で、「母子保健事業における医療的ケア児の把握等について」でございます。

4、矢ヶ崎委員からの提出資料で、「札幌市における医療的ケア児の推計値」でございます。

5、堀井委員からの提出資料で、「医療的ケア児等支援者研修について」でございます。

6、宮野委員からの提出資料で、「医療的ケアの必要な重症心身障がい児者等の地域生活の場の確保について」でございます。

7、札幌市障がい者施策推進審議会からの答申の関係分でございます。

8、委員名簿でございます。

9、札幌市医療的ケア児支援検討会設置要綱でございます。

そのほか、委員の方々から若干の資料提供がございます。

なお、今お配りしました資料のうち1番から6番につきましては、後ほど自己紹介の際に御紹介していただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

2. 挨拶

○事務局（中田） それでは、開会に当たりまして、障がい保健福祉部長の山本から御挨拶を申し上げます。

○事務局（山本） 皆様にはいつも大変お世話になっております。

障がい保健福祉部長の山本でございます。

皆様には、このたび札幌市医療的ケア児支援検討会の委員に御就任をいただき、また、本日はお忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様には、既に御承知のとおり、平成28年6月の児童福祉法の改正によりまして、医療的ケア児が法律の条文に規定され、同時に、保健、医療、福祉、教育、保育等の関係機関が連携を図る体制を整備することが求められているところでございます。

この検討会は、法が求める連携を図る体制でございまして、また、協議の場といたしまして、札幌市としましては、この検討会を通じて、医療的ケア児が地域で適切なサービスを受け、かつ、その保護者も安心して生活できるような施策の推進を図っていきたくと考えてございます。

今後、委員の皆様方におかれましては、長年、障がい児施策に携わってこられました知識や経験などに基づきまして、札幌市の医療的ケア児の施策に御意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（中田） それでは、まず、この検討会の趣旨等につきまして御説明申し上げます。

配付資料9の「札幌市医療的ケア児支援検討会設置要綱」をご覧ください。

第2条のとおり、この検討会は、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることを目的に開催するものでございます。

検討会の構成員につきましては、医療関係者、自立支援協議会関係者、障害福祉サービス事業所等関係者、保育所等関係者、障がい関係団体の関係者、関係行政機関の関係者などとなっております。

検討会の庶務につきましては、札幌市障がい福祉課と札幌市自立支援協議会子ども部会が、共同で事務局としてお手伝いをさせていただきます。

3. 委員紹介

○事務局（中田） 続きまして、事務局から委員の皆様を御紹介させていただきます。

後ほど自己紹介をしていただきたいと思いますので、お手元の委員名簿の順番に、所属とお名前のみ、簡単に紹介をさせていただきます。

札幌大学教授の福井委員でございます。

円山ため小児科院長の多米委員でございます。

医療法人稲生会の理事長であり、医師の土島委員でございます。

札幌市訪問看護ステーション連絡協議会会長の菅原委員でございます。

医療法人溪仁会手稲溪仁会病院、看護師長の御家瀬委員でございます。

社会福祉法人榆の会、理事・総合施設長の加藤委員でございます。

社会福祉法人北翔会医療福祉センター札幌あゆみの園、地域支援部長の今野委員でございます。

社会福祉法人麦の子会、相談室セーボネスの射場委員でございます。

社会福祉法人札幌光明園まこと保育所、所長の真鍋委員でございます。

札幌地区重症心身障害児（者）を守る会、また、前豊成養護学校PTA会長の時崎委員でございます。

続いて、内部委員でございます。

保健福祉局保健所健康企画課、母子保健係長の筒井でございます。

保健福祉局保健所医療政策課、医療企画係長の矢ヶ崎でございます。

保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課、給付管理係長の堀井でございます。

保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課、運営指導係長の宮野でございます。

子ども未来局子育て支援部子育て支援課、指導担当係長の星野でございます。

子ども未来局子育て支援部施設運営課、運営係長の田村でございます。

教育委員会学校教育推進課、学びの支援係長の及川でございます。

教育委員会学校教育推進課、特別支援教育推進担当係長の後藤でございます。

以上が委員となります。

続きまして、事務局を紹介いたします。

先ほど御挨拶申し上げました、障がい保健福祉部長の山本でございます。

私は、企画調整担当課長の中田と申します。

障がい福祉課調整担当係長の名塚でございます。

就労相談支援担当係の平田でございます。

給付管理係の石橋でございます。

運営指導係の武田でございます。

次に、子ども部会の皆様でございますが、社会福祉法人麦の子会で、子ども部会の部会長の北川様でございます。

同じく麦の子会の金澤様でございます。

社会福祉法人榆の会の金子様でございます。

同じく榆の会の寺田様でございます。

以上が事務局となります。

4. 会長等選出

○事務局（中田） 本日は、初めての検討会となりますので、この後の議事進行を進めて

いただきます会長の選出を行いたいと存じます。

選出につきましては、委員の皆様からの立候補または御推薦等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局からの提案を求める声)

立候補、御推薦がなく、事務局から提案いただきたいということでしたので、事務局案として御提案をさせていただきたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、事務局といたしましては、この検討会で唯一の学識経験者であり、北海道特別支援教育学会などで精力的に活動していただいております、札幌大学の教授でいらっしゃいます福井委員を会長に御推薦いたしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○事務局(中田) ありがとうございます。

皆様方からは異議なしというお声をいただきましたが、福井委員、いかがでしょうか。

○福井委員 お引き受けさせていただきます。

○事務局(中田) ありがとうございます。

それでは、お引き受けいただけるということでございますので、福井委員には会長に御就任いただくということで決定させていただきます。

それでは、今後の進行につきましては福井会長にお願いいたします。

大変恐縮ですが、会長は席を御移動いただきまして、一言御挨拶をいただければと存じます。

○福井会長 皆さん、こんばんは。

検討会設置の際、札幌市から、委員にお願いできないかというような事前に御相談をいただき、しばらくは学校教育から離れて大学にいましたので、子どもたちの医療的ケアのことについては少し離れたところから見ていたので、どうなのかなと思っていましたが、検討委員会の内容・趣旨が相当重要なものであるということに気がついて、できる限りのことがお手伝いできればという、そのような思いで委員はお引き受けさせていただきました。

この会長という職が適任かどうか分かりませんが、皆さん方の御協力の下に建設的な意見を集めながら、どこにゴールがあるか分かりませんが、皆さんで、そこに導いていければなと思っていますので、御協力もいただければと思います。

どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ここにもう一つ席がございまして、私がこの会の進行をさせていただくわけですが、様々な課題を整理し、それから議事の方向をどうするかということで、私一人ではなかなか難しいので、副会長という職をお願いして、協力をいただきたいなと思ってお

ります。

せっかく空席ですので、ここを今、温めたいと思います。

それでは、副会長について、委員の中で自立支援協議会の子ども部会から推薦者である加藤委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○福井会長 加藤委員、それでは、移動していただいて、こちらにお座りいただければと思います。

○加藤副会長 ただいま副会長ということで推薦をいただきました。

子ども部会の代表ということで、副会長の職を、何とか会長に引っ張っていただきながらやっていきたいと思います。

今、福井会長がおっしゃったように、様々な子どもさんたちが様々なところで御苦労されている、それもライフステージずっと、生まれてから学校に行って、その後また、その先というところまで、なかなか今、その見通しが立たないのが現状です。

この中で、我々、楡の会も、たくさんのお子さんたち、様々なタイプのお子さんたちを支援してきておりますが、医療的ケアのあるお子さんということで、さらに困難なお子さんたちが、その子らしく地域で育っていくということが難しく、親御さんたちも苦労を抱えながら子育てに奮闘されているという状況を目の当たりにずっとしてきております。

これについては、国の施策でも、様々なことが動き出している、そして、これまでもたくさんの方々それぞれの分野で皆さん頑張ってくられているということ、ここで皆さんと共有し合いながら、様々なところで支えの仕組みを作っていくということが目指す方向かなと思っています。

そのために、福井会長の力を借りながら、皆さんと一緒に、子どもたちの幸せを願って進めていけたらと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

5. 協議・意見交換

○福井会長 それでは、これから議事を進めていきたいと思うのですが、この検討会は、地域の課題や対応策について、継続的に意見交換や情報共有を図るというものです。

委員の皆さん方は本当に、子どもに様々な立場から関わっており、様々な情報や事例を持っていたり、そして具体的な困り感を持って、日々送られている方もいらっしゃるわけですので、私たちがそういう情報をまずしっかりと出し合って、この課題を共有していくということがとても重要ではないかなと思います。

「私は、これは知っていたけれども、ああ、そんなこともあるんだ。それは分からなかった。じゃ、それをもっと聞いてみよう。」

そのようなところからこの会を進めていきたいと考えており、拙速に何かを決めようというよりも、私たちが札幌市で何ができるか、最初に何から手を付けたら良いのかというところまで行き着くためにも、皆さん方から様々な意見を継続的に聞かせていただければ

と思います。

今回は、自己紹介を兼ねながら、今、自分が抱えている課題、取り組んでいるものなどについて、少し時間をかけて共有できればと思っております。大体1人3分から5分程度と思っておりますが、多少それを超えても構いませんので、お話ししていただければと思います。

また、今後は、何人かに具体的な取組について、少し時間をかけてお話をいただいて、それから議論を深めるという流れで進めていきたいと考えていますので、今回はその一歩手前として、自己紹介をしていただければと思います。

それから、行政にかかわる皆さん方も、多くの情報を持っておられるので、遠慮なさらずに御発言していただければと思っております。

それでは、この委員名簿順に、多米委員からお願いいたします。

○多米委員 円山ため小児科の院長の多米と申します。

今回は、札幌市医師会の理事という立場、また、小児科医という立場でこの会に参加させていただきました。

札幌市医師会には4,000人の会員がいて、夜間・休日当番ですとか産業医、学校医、それから市民医学講座、それから、このような会に出て、医学的な見地から意見を言うというようなことも活動しております。

私は、小児科医になりましたのが昭和62年ですので、その時代から新生児の医療がすごく発達した時期だったのですけれども、上手くいった例ばかりではありませんでした。

現実もよく知っております。

家庭で困っている医療的ケア児をサポートできるように、少しでも良い形を作りたいと思っており、医師会全体としても強力にバックアップをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○土畠委員 医療法人稲生会の土畠と申します。

私は、手稲区にある医療法人稲生会というところで、現在、訪問診療、訪問看護、居宅介護、短期入所という四つの事業で医療的ケア児の支援を行っております。

私がこの領域にかかわるようになってから10年ぐらい経つのですけれども、今現在は、札幌市、それから、その隣接地域に合計で170名ほど在宅患者さんがおります。

主には人工呼吸器をつけた方々ということになるのですが、そのうち7割ほどが、医療的ケア児です。

診療のほかに行っている活動で、皆様に、今日、事前にお配りさせていただきました資料1というものがあります。

少し厚くて申し訳ないのですが、2015年から北海道で小児などの在宅医療連携拠点事業というものが開始になりまして、私どもが2015年から2017年度まで補助事業者ということで活動させていただきました。

北海道全域で小児の在宅医療の仕組みをつくるといったような事業になるのですけれど

も、保健、医療、福祉、教育、保育、その連携体制をつくって医療的ケア児を支えるということをやってきました。もう1枚、追加で皆様にお配りさせていただきました黄色いパンフレットについて、第2回YeLL実践検討会とありますが、北海道における各自治体の中で、医療的ケア児の支援体制をつくるのにうまくいったケースをみんなで共有しようということで、昨年度は保育をテーマに行いましたが、今年度、今月の6月23日に、教育をテーマに開催しようと思っております。

私も10年以上、札幌で医療的ケア児にかかわってきて、様々な分野で様々な問題があるなど思っております。

今回、この協議会が開かれたということに、非常に期待をしている1人ですので、今までの経験も踏まえて、何とか貢献できればと思っております。

よろしく願いいたします。

○菅原委員 札幌訪問看護ステーション連絡協議会の会長をしております菅原と申します。

今、札幌市のステーションには、介護分野だけをやっているところを除いて、約180ステーションあります。医療的ケア児を扱っているステーションは、まだまだ多くないというか、非常に少ないのが現状です。

それで、ステーションとしては、やはり勉強しながらやっていきたいと思っておりますが、老人や癌の利用者さんだけでなく、障がいのあるお子さんが加わるとなったときに、なかなか難しいという現状もあるかなと思っております。

私自身は、小児科に3年半いたときに、障がい児を診ておまして、今、その子たちが20代から30代になってきて、今度、親が介護で悩んでいるという現状を見ておまして、医療的ケア児が大きくなったときにどうするのかということも、大きな課題かと思っております。

○御家瀬委員 手稲区にあります医療法人溪仁会の手稲溪仁会病院で退院支援看護師をしております御家瀬と申します。

今回、私は、自立支援協議会の中にあります重複障がいに関する課題整理に係る有期プロジェクトの代表として参加させていただきました。

お手元の資料2に、その概要を1枚添付しております。

詳細は割愛しますが、このプロジェクトは、平成26年の10月に立ち上がってから、約3年半活動しており、まちの課題整理プロジェクトチームから挙げられました重症心身障がい児（者）に関する課題を整理して、具体的に解決していくための方策を検討していくことを目的としたプロジェクトになっております。

メンバーは、重症心身障害児（者）を守る会の方々や医療施設、重症児施設、相談室、居宅介護事業所など、多くの関係者で構成されております。

ほかに、個人的には、北海道看護協会が日本看護協会から委託を受けまして、子育て世代包括ケアシステム推進のためのモデル事業というのを平成26年から実施しております。

す。

それが平成28年、北海道看護協会の中で、全国的には初だったのですが、医療的ケア児の支援を北海道の看護の力でつないでいこうということでプロジェクトが立ち上がっております。

そのメンバーとして活動しているのですが、メンバーの中には小児科、NICU、重症児施設、訪問看護の管理者の方がおり、これらの方々に参加いただいて、これまで年4回ほど開催されております。

その中でも医療的ケア児に関わる関係機関の相互ネットワークがなかなか構築されていないということや、包括的な支援になっていないということが現場の看護師からも課題として挙げられておまして、関係機関のネットワークの重要性ということが言われておりました。

事例検討会も行っている中で、特にコーディネーターの存在や、中心となる基幹施設の存在の必要性ということも、看護職のネットワークの中では課題として挙げられてきておりました。

今年度中に看護職間のネットワークの構築について形作りをしていこうという段階に入っておりまして、本検討会と双方向での情報交換をしながら、看護職として何かできること、お手伝いできることはないかなというように、その委員としても情報交換ができたら良いなと考えております。

また、これも個人なのですが、手稲溪仁会病院で事務局を担当しております「子ども在宅ケアネットワーク」という他機関・他職種の方とボランティア組織を構成しているものを運営しております。

これは平成25年から、特に医療的ケア児を含む重症児にかかわる地域の医療、福祉、教育、行政、保健の担当者の方が集まって、年に2回から4回ほど勉強会をしたり、学ぶ場、つながる場ということでグループディスカッションをしたりということで、毎回60人から80人の、職種としては20職種ぐらいの方々が集まり、子どもたちをどう支援するかという現場レベルのつながりを持つ機会となっています。

今回で14回開催しているのですが、その中でも、やはり医療的ケア児のサポートについての様々な現場の課題が聞かれておりますので、その内容についても、ここで情報提供させていただきながら考えていきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○今野委員 医療福祉センター札幌あゆみの園の今野と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

私は、札幌あゆみの園には一昨年から勤めています。

その前は、旭川にあります、同じ重症児施設の北海道療育園というところで長く勤務していました。

北海道療育園の時には、北海道重症心身障害児（者）を守る会の事務局を担い、重症児

の実態調査等々も含めて道との窓口として関わった経験もあります。

退職とともに、札幌あゆみの園にお世話になっているわけですが、あゆみの園に入り、私が受け持っているのは居宅介護、相談支援、2カ所の生活介護事業所です。

その中で、児童部門が、あゆみの園では支援の関わりが少なく感じ、昨年、市内4つの養護学校にアンケート調査を依頼し、快諾いただきました。

ただ、札幌あゆみの園という名称でアンケート調査をするということは、なかなか難しいところがありますので、何かの団体名で調査することはできないかということになり、北海道重症心身障害児（者）を守る会会長、それから札幌地区会長に相談し、守る会の名称でアンケート調査を実施させていただきました。

このアンケートにつきましては、拓北養護、真駒内養護学校、そして札幌市の北翔養護学校、豊成養護学校、この4校にアンケート調査をさせていただきました。

305枚配付し、回収については173枚で、回収率は56.7%と少なめですが、自由記載では家族の声を聞くことができました。

また、私が一番知りたかった「重症心身障がい児を対象とする放課後等デイサービス並びに児童発達支援事業ができれば利用しますか」という問いに対し、78%と多くの家族から利用したいという回答が寄せられました。

自由記載に寄せられた声としては、医療的ケアがあると言うだけで放課後等デイサービスを利用することができない、送迎時間に制限があるなどの声が寄せられております。

そこでアンケートを参考に私どもの、重症児施設である札幌あゆみの園で何とか形を作りたいと思い、昨年から法人内で協議を重ね、今年4月、「放課後等デイサービスひかり」「児童発達支援ひかり」を東雁来に立ち上げることができました。

登録については、現在13名で、内訳は、放課後等デイサービスが11名、児童発達支援が2名です。

ただ、13名の方は、医療的ケアが非常に高く、重症児スコアは40点の方もおり、超重症児の方が2名、準超重症児の方が7名で、非常に医療的ケア度が高いことが分かりました。

今後も家族の声を聞きながら、真に果たす役割、課題整理をと考えていた時、検討会の話がありこの度、委員の委嘱をいただいたところです。

今後、この会を通して、医療的ケア児に関する課題を整理し、放課後等デイサービス、児童発達支援の適切な支援につなげていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○射場委員 こんばんは、社会福祉法人麦の子会の相談室セーボネスの射場と申します。

よろしくお願いします。

私は今回、自立支援協議会の相談支援部会から出させていただきます。

相談室の業務としては、医療的ケアのあるお子さんの支援の入口となっており、現在は、病院さんや保健センターさんからの紹介がメインになっています。

場合によってはお母さん同士の情報から連絡いただいてつながるというケースもあります。

その相談を受けている中で、お母さんたちから、相談したいことがあるけれども、何をどこに相談していいか分からない、あとは窓口というのはどこなのだろうという声も聞いています。

また、場合によっては何を相談したらいいかも分からないというお母さんたちもいます。

相談所全体を見ても、それぞれの法人の特色はあるのですが、医療的なケアを必要とする子どもたちの総合的なサービス調整のできる相談員は多いとは言えないのではないかなと感じています。

今後、医療的ケア児の支援コーディネーターの養成なども始まるということですので、御家族がどこに相談しても大丈夫なように、安心できるように、相談員も知識を付けていかなければいけないのかなと思っています。

私の話になるのですが、医療的ケア児という話になると、やはり医療やお母さんのレスパイトという話に重きを置かれているように感じることがあります。

これらも、もちろん大切なことですが、やはり子どもなので、遊び、保育、教育など、子ども同士の中での育ちについての発達支援をどうしていくのかについても、この検討会で話し合っていけたら良いかなと思っています。

なぜならば、医療的ケアが必要な子どもというのは、やはり医療が中心な体の状態や環境になりやすいと思います。

でも、やはり、その中でもお母さんが我が子を可愛いと思えて、子どもたちもお父さん、お母さんから愛されているなど思える、そのような親子の育みが、保育や発達支援の中でできるようになったら良いのではないかなというか、必要があるのではないかなと思っています。

私も医療的ケアが必要な子を育ててきました。

ちょうど来月で亡くなってから4年になります。

その経験から、入院生活の長かったこともあり、やはり、入院中のお母さんの心理的なケアも必要だなと、もう10年ぐらい前になるのですが、そのときから思っていました。

医療の中に入ると、医療のことを知ったり、ケアを覚えたりということはとても大事で、生活していく部分で、生きていく部分で必要だと思うのですが、やはり、私も含めですが、お母さんたちはどんどん、お母さんであるということよりも医療従事者に近くなっていくかなと感じていました。

やはり「お母さん」という役割はお母さんしかできないと思うので、そこは大切にしていきたいと思うのと、だからといって命の心配や今後の不安を抱えながらの子育てでするので、知識も大事だなと思っているのですが、やはり、まずは、子どもは同じ子ども

なので、医療的なケアはその子の一つの側面だと思っているので、入院中の子どもの育ちということも大切に考えていきたいと思っています。

日常生活でも、日々のケアがすごく大変で、子どもの気持ちを酌んで、子どもの側に立った子育てというのはなかなか難しいなど、私も育ててきて感じていました。

しかし、その時というのは自分なりに一生懸命やっているつもりだったのですが、今だから思うのですけれども、やはり児童発達支援センターの先生やヘルパーさんなど、周りの人たちにすごく支えられて、愛情を貰ってきたのだなと今は感じています。

それに加え、私自身がカウンセリングなども受けて支えられてきた部分もあり、みんなから愛されて、そのままの自分で素晴らしいのだよと、母子ともに認められることによって、子どももお母さんもお父さんも育て、そのようにしてもらった結果、心理的なケアになっていたのだなと今も感じています。

このように、そういった心の部分をやはり大切にしたいと思うのと、医療的なケアの大変さだけではなくて、そういった心を育てるという子どもの本質的なところについて、一緒にこの検討会でも考えていけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○真鍋委員 まこと保育所の真鍋と申します。

当園は、昭和52年に開設したのですが、その当時、障がい児保育の指定園ということで始まりました。

その当時は、自閉症などといった重度のお子さんも多くいらっしゃり、その後も、時代が流れまして、本当に様々なお子さんにも出会いました。

他の保育所の方と医療的ケア児というお話をすると、うちと大谷地たかだ保育園の、2カ所ぐらいしか、医療的ケア児を受け入れたことがある保育所がないなど聞いております。

医療的ケア児の受入れについて、今まで二分脊椎があって導尿が必要なお子さん、気管切開をしていてカニューレのお子さん、胃瘻のお子さんなどをお受けしたことはありません。

お受けしたときに、たまたま看護師がいたという背景もありましたが、当時は、医療機関と連携を取って、サポートを受けながら保育をするという形は取れず、自分たちでお母さんから情報をいただいて、導尿、カニューレ、胃瘻のやり方などをその子の主治医の先生に習いに行きました。

病院の先生は、お母さんが日常的にしていることは保育士が代わってやっても良いのではないかとということで協力していただいて、そして教えていただいて、実際に医療的ケアを行って来ました。

しかし、通常の保育も行っている中で、医療的ケアを継続的に行えるような体制を組むということは非常に難しく、例えば導尿するとき、他の子どもたちの目を気にしないで行うにはどうすればよいか、保育士が手一杯にも関わらず胃瘻をするような体制をどう構築するかなど、職員と話し合いながらやって来ました。

また、気管切開をしていたお子さんと、胃瘻をしていたお子さんに関しては、拡張型心筋症もあったので、園に在園しているときに亡くなられたことがありました。

ただ、たまたま亡くなられたのが御家庭だったということもあり、変な話、お母さんたちからしっかりと同意書もいただいて、看護師だけではなく保育士もこのような医療的な行為を行うということも同意をいただいて行っていたのですけれども、このような事例が、もし園内で起こったときには、どうしたのだろうと考えさせられます。

覚悟を決めてお受けしたとはいえ、やはり、すぐ身近にそのような危険も伴うということ承知の上でお受けするというのは、なかなかハードルが高いと感じます。

また、保育所は今、様々なことでよく話題に上るのですけれども、貧困、虐待、保護者支援など、このほかに多数の問題が被さってきています。

そして、それに伴って保育士不足という問題もあります。

私がこのような障がいのお子どもたちとの生活を長くやってきているということは皆さんが知っているのですけれども、しかし、障がいのお子さんがいて、保育士の確保ができていない園はどうしたらいいのだろうと考えると、やはり難しい問題だと思います。

「子ども1人に保育士1人、手をとられたら、動きがとれない。そして、募集しても保育士が来ない。」という話もよく聞きます。

私としては、積極的に、インクルーシブな保育ということを進めていきたいという思いもあって、様々なところでやり方とか、もっと自然に受け入れられる、みんなと一緒にやっていくことで伸びるというお子さんや、医療的なケアまで必要ではないお子さんもたくさんいらっしゃるわけですから、そういうお子さんたちをもっとみんなが受け入れてくれるようになってほしいなと思って、ずっと努力はしてきたのですけれども、今の状況では、やりましようと言っても、なかなか、そうだねとはなっていないような状況、環境にあるなと感じています。

本当に、医療的ケア児も含めてなのですけれども、そういうお子さんたちと一緒に生活したことがないというのがどれだけ弱いことか、一般の大人が、そういう人と一緒に暮らしたことがない、一緒にいたことがないということが、受け入れのハードルを高くしていると感じます。

実際に、医療的ケア児を受け入れる際に、実際に一緒の場で動いてみたら、「ああ、そうか。そんなに構えなくてもいいんだ。」と思っていただけることが多いですが、そのような機会がなかなかないというのが現状です。

こうなると、これは日本で今まで行ってきた障がい児教育、障がい児保育の培ってきたものではないかなと思うのですけれども、やはり、個別の支援が必要だとなると、「別個に」ということと一緒になくなってしまいます。

そこが本当に、どうやったらこの感覚の違いが伝わるのだろうということで、いまだに悩み続けて、少しでも良い方向に向かうようにと努力はしているのですけれども、今は、保育界全体が、本当に難しい局面に来ているなと思いながら、今回、検討会に参加させて

いただきました。

現状をお話することで、保育所において、医療的ケア児などの障がいのあるお子さんの受け入れが進むようにするためには何が必要なのだろうということと一緒に考えていけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○時崎委員 札幌地区重症心身障害児（者）を守る会から参りました時崎由美と申します。

札幌市立豊成養護学校の前年度、前々年度と2年間、PTA会長をやらせていただきました。

当事者ということで参りまして、今、中学1年になりました息子が医療的ケア児です。

この12年間、長いようで短いような、あっという間だったような、ずっと必死で子どもを育ててきました。

自分の人生のほとんどを費やして育てています。

今日、ここに来るのも大変でした。

子どもを連れてこようかなとも思ったのですが、雨が降っていましたので、体を冷やして体調を崩してもいけないなと思って、夫に仕事から早く帰って来てもらうように頼んでいたのですが、仕事でどうしても帰れないということで、私の母に来てもらって、おばあちゃんに見てもらって、そして、できるだけ早く夫が帰れるように、仕事を頑張るということで、ここに来られました。

毎日の生活もちろん大変ですし、学校は、豊成養護学校は付き添いなので、ずっと学校も一緒です。

息子は胃瘻がありまして、あとは首も座っていない状態なので、全介助です。

そして知的障がいもありますので、言葉も「パパ、ママ、おはよう」、あとは笑顔と、少し怒ったり、そういう意思表示で日々コミュニケーションをとっています。

どこまでお母さんたちの声を代弁できるかわかりませんが、私たちの声をできるだけ集めて皆様にお伝えしていけたらと思っています。

少しでも医療的ケア児のことを分かってもらい、私たちの生活のことを少しでも助けてもらったり、理解していただけたら嬉しいと思っています。

よろしくお願いいたします。

○筒井委員 札幌市保健所健康企画課の母子保健係長をしております筒井と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

現在、業務としては、区の保健センターで行っている母子保健事業を所管する業務を行っています。

今日は、こちらで行っています取組として、資料を準備させていただきましたので資料3をご覧ください。

区の保健センターの保健師は、従前より、療育相談支援事業といたしまして、保健師による面接・訪問など、長期にわたって療養を必要とされているお子様や、その御家族の方に

対して日常生活上の療養上の悩みについての相談や助言などを行ったり、または病気に対する不安の解消を図るための相談など、あとは保健、医療、福祉、そのほかの諸制度に関する情報提供などもさせていただくとともに、医療機関などのサービス機関、関係機関との調整を図るというようなことを行っています。

資料の「1 背景」について、児童福祉法の改正がありまして、医療的ケア児ということが示されたというようなことを契機として、従前の療育相談事業の中でも支援を行ってきたところなのですが、そのような相談支援対象者の中に医療的ケア児という方がどのくらい実際いらっしゃるのだろうかということを、昨年4月から、区の保健センターで行っている母子保健事業を通して、把握を始めたところでございます。

「2 把握の状況」について、一年間、相談を通して把握できた方の数になりますが、合計、延べ数で500件となっています。

ただ、その事業を通して把握できた件数になりますので、これは様々な事業が重複して把握している数になります。

この育児支援ネットワーク事業について、これは御参加いただいています先生は、もしかすると御存じかと思うのですが、医療機関と区の保健センターが連携をして、在宅の方の支援をしていくという事業になります。

医療機関に入院・通院をされている方が、例えば入院の方が退院をされる時ですか、通院の患者さんでも、先生が診察をしたときに、在宅での生活、養育が御心配な方がいらっしゃったときに、決まっている書式の連絡票を用いて、区の保健センターに状況を記載して送っていただきます。

そうすると、区の保健師が2週間以内に自宅に家庭訪問をさせていただいて、家庭の状況や在宅で必要な支援などをお話させていただき、その結果について、連絡票をいただいた医療機関の先生にすぐお返しをして、その後も引き続き医療機関と連携をしながら、お子様たち、御家族を支援していくというものになります。

こちらの事業で使用している連絡票に、先生が医療的ケア児を診察されている場合は、それを記載いただいて、保健センターに情報提供いただくというような形に昨年変えており、そこからは31件、情報をいただいているところです。

その隣の乳幼児健診未受診について、札幌市の場合、4カ月、10カ月、1歳半、3歳、そして5歳児に対して健診を行っています。

健診の受診率は、90%以上、100%近い方が受けていただくような実施率になっているのですが、中には受診されない方がいらっしゃいます。

そのような方にはアンケート用紙をお送りしまして、どのような状況なのかということをお話させていただいて、確認をさせていただくようにしています。

入院中に病院で診ていただいていますというような回答の方が多く、その中に、保護者の方が返送していただく中で、医療的なケアを受けているという状況の記載があった数が5名となっています。

その隣の小児慢性特定疾病等について、各区の保健センターが小児慢性特定疾病の申請の窓口になっております。

そちらの申請書の様式から医療的ケアを受けている方を把握するというものでして、小児慢性特定疾病の方、全市で2,000件程度、毎年申請が、新規、更新あるのですけれども、そのうち昨年は362件の方が医療的ケアが必要であるという状況が分かりました。

そのほか、これらの事業以外に連絡票を使わずに医療機関から連絡があった方、直接保護者の方から保健センターに御相談があった方、他市から転入されてきたという方が含まれています。

(2)の実人数284人について、様々な事業から把握をした延べ件数が500件なのですが、その中で重複分を除いて実際の人数を確認したところ、284人が昨年の一年間で、母子保健事業を通じて把握ができました。

この中には人工呼吸器、在宅酸素、気管切開、吸引、経管栄養、導尿、それ以外の「その他」というような項目も含めているため、その状況を確認したところ、成長ホルモンや糖尿病の自己注射などを受けている方も含まれておりましたので、これらの「その他」を除いた人数を確認したところ、192人となっております。

「3 把握後の支援」について、最初にお話ししましたように、従前より療育相談支援事業ということで、面接や家庭訪問で相談事業を行っております。

保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業につきましても、先ほど把握のところまで御説明させていただいたような形で、医療機関から連絡をいただいた際には、すぐに、区の保健師が家庭訪問を行って支援を行っているという状況です。

また、(2)の小児慢性特定疾病児童等療育相談支援事業につきましても、従前より行っている相談支援事業になりますので、区に申請いただいた際の面談、その後の状況に応じた家庭訪問、電話相談など、様々な手法について、御家族の方のニーズに合わせて支援しているような状況がございます。

今回、この検討会を通しまして、地域の課題や対策などについて情報共有をさせていただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○矢ヶ崎委員 札幌市保健所医療政策課医療企画係長、矢ヶ崎と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

私ども保健所医療政策課では、在宅医療の推進ということに今は力を入れてやっているところでございます。

医師会さん、歯科医師会さん、薬剤師会さん、あとは看護協会さんなどとも協力をしていただきまして、在宅医療にかかわる人材の育成や在宅医療の提供体制の構築といった部分を進めているというところでございます。

どちらかという高齢者向けというところになっており、まだまだ医療的ケア児の部分のほうにはなかなか入っていけないというのが現状でございます。

また、そのほかにも救急医療体制の整備ということも所管しており、小児救急医療も担当しているところなのですが、なかなか小児の救急をやっていただけるお医者さんも少なくなってきたり、医療機関も減ってきてしまっているというところで、そういった医療機関を確保するというところも大きな課題になっているというところでございます。

本日、お示しさせていただきたい資料として、資料4を御用意しております。

こちらは、平成28年度になるのですけれども、札幌市の医療的ケア児の推計値がどれくらいになるかということで、先ほど筒井のほうからもお話がありましたが、どれくらいの医療的ケア児の方がいらっしゃるのかということについて、レセプトデータなどを基にして推計を出したものですので、御紹介させていただきたいと思います。

推計値は2パターン用意しており、一つが（1）埼玉医科大学の先生が報告された数値となっているのですが、人口1万人当たり1.34人ぐらいであるというような研究報告が出ておまして、札幌市の人口に当てはめると、大体263人ぐらいではないかというような推計値が一つあります。

もう一つ、（2）としまして、医療計画作成支援データブックを参考にした場合ということなのですが、こちらはレセプトデータ、在宅療養指導管理料というのが月1回算定可能となっておりますので、この数値を使って出したものとなっております。

このレセプトデータにつきましては、札幌市の数値ではなくて、札幌市、江別市、千歳市などを含めた市町村の数になっておりますので、本当におおよその数値にはなっております。

さらに、0歳から14歳のものしかなかったものですから、1歳刻みの補正をつけまして、1年当たり何人ぐらいいるであろうというような数を出して、最終的に247人ではないかというような形で出させていただいたものです。

この二つの数字が大体同じぐらいの数になっているということで、おそらくこれぐらいの医療的ケア児がいらっしゃるであろうというところですよ。

最後に、この数値はあくまで訪問診療を受けた児童のみということになりますので、日常のケアを訪問看護に依頼し、外来受診している方もいらっしゃるということで、これよりはもう少し増えるだろうということで、250人から300人ぐらいではないかというような推計値を出させていただいたというところでございます。

医療政策課としても、この医療的ケア児の関係でどの程度お手伝いできるかということもあろうかと思いますが、様々な御意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○堀井委員 札幌市障がい福祉課給付管理係長をしております堀井でございます。

私の係でございますけれども、主に障害者総合支援法または児童福祉法に基づく、例えば居宅介護ですとか短期入所、あるいは障害児通所支援などの、主に障害福祉サービスという事業を所管しております。

この障がい福祉サービスにつきましては、4月に、3年に1度の大規模な報酬改定がご

ございまして、まだまだ決して十分とは言えない状況ではありますけれども、例えば障害児通所支援事業所において看護職員を追加で配置した場合に、報酬上の加算が設けられたりですとか、あとは医療的ケア児などの重度の障がいのあるお子さん、特に外出できないお子さんを対象にして、居宅訪問型児童発達支援といった新たなサービスが創設されるなど、国においても医療的ケア児に対する支援の充実が図られているといったような状況でございます。

こうした障害福祉サービスの報酬基準や、人員の配置基準というものについては、基本的には国で定めるものでございますので、なかなか札幌市の裁量で決められる部分は限られているところですが、この検討会における皆様方からの御意見については、参考とさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、私からは資料5を提出させていただいておりますので、医療的ケア児の支援者研修に関する札幌市の取組予定の御説明をさせていただきたいと思っております。

札幌市では、今年度、医療的ケア児にかかわる障害福祉サービス等事業所の支援員の方や相談支援事業所の相談員の方を対象として、医療的ケアに関わる研修会を実施する予定でございます。

研修実施の背景でございますが、まず一つには、医療的ケア児が必要とするサービスの総合調整ができる相談員の方が少ないといったお声がありまして、医療的ケア児の保護者の方に大きな負担がかかっているといったような声がございました。

また、医療的ケア児を受け入れることが可能な障害福祉サービス関係の事業所が少ないといったようなお声もいただいております、結果的に保護者の介護負担が非常に大きくなっていると聞いております。

また、医療機関から退院した後などにスムーズに必要なサービスを利用することが難しいといった声も、個別にお伺いさせていただいているところでございます。

そのため、医療的ケア児のコーディネーターの養成や各事業所における支援者の養成、各事業所における医療的ケア児の支援をより充実させていくことを狙いとしまして、医療的ケア児に関わる職員の方が医療的ケアに関する知識や支援技術などを学習していただくことができる研修会を実施させていただくものでございます。

研修の受講対象者につきましては、主に障害福祉サービス関係の相談員の方や支援員の方を想定しておりますけれども、保育や教育分野の関係者についても、研修受講枠の状況なども踏まえまして、限られた人数にはなるかも分かりませんが、一部受講対象とさせていただくことも検討しているような状況でございます。

実施時期につきましては、当該検討会の議論も踏まえさせていただきながら、今年度の後半の実施を予定しているところでございます。医療的ケア児等の支援を日常的に行っている障害福祉サービス事業所などへの委託形式により実施することを考えているところでございます。

なお、今年度につきましては、類似の研修会としまして、北海道が主催する医療的ケア

児のコーディネーター養成研修も別途札幌で開催される予定になっております。

北海道の研修会については、既に研修受講の申し込みが行われているということもありますので、札幌市のこの研修会の実施に当たりましては、北海道とも研修会の内容等について情報交換などの連携を行いながら実施していく予定でございます。

○宮野委員 札幌市障がい福祉課運営指導係長の宮野と申します。

よろしく願いいたします。

今、現場で直接支援をされている方、相談業務に携わっている方、また、当事者の方々のお言葉をお聞きして、非常に重たいものなのだと感じましたし、改めて行政として何ができるか真剣に考えていかなければならない、そう感じたところでございます。

私が所管する業務の中には、事業所に医療的ケアが必要な障がい児者を受け入れてもらえるよう、看護師さんの人件費の補助、医療・介護機器の購入費の補助、また、重度の障がいのある方を受け入れてもらえるような施設を整備する際の建設費に対する補助というものがございます。それらの概要を簡単にではありますが、説明をさせていただきたいと思っております。

資料の6をご覧ください。

1点目が、重症心身障がい児者受入促進事業でございます。

こちらは、医療的ケアの必要な重症心身障がい児者を受け入れるため、看護師を配置した事業所に対して、その人件費の一部を補助するものでございます。

補助対象となる事業所は、生活介護、短期入所、グループホーム、それから障がい児の通所支援事業所となります児童発達支援、放課後等デイサービスとなります。

補助は、3年間で限度で、上限は、初年度が300万円、2年度が200万円、3年度目が100万円となっております。

毎年度、3件から5件程度の新規の事業所への補助を実施しておりまして、平成30年度の予算は2,100万円、このうち新規を4件、1,200万円と見込んでおります。

次に、2点目が、重症心身障がい児者地域生活支援事業というものでございます。

こちらは、医療的ケアの必要な重症心身障がい児者を受け入れるための医療・介護機器の購入費の一部、あるいは施設改修費などの一部を補助するものでございます。

対象となる事業所は、一つ目の事業と同様ですが、実は児童発達支援事業と放課後等デイサービスにつきましては、平成28年6月の児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、医療的ケア児の受入れを進めるため、平成29年4月から対象として追加しました。

補助率は2分の1かつ補助の上限金額は500万円となっております、平成30年度の予算では750万円となっております。

3点目になりますが、障がい者地域生活サービス基盤整備事業でございます。

こちらは、重症心身障がい者を受け入れることが可能な設備を備えました生活介護、短期入所事業所を新たに整備する法人に対して、その建設費の一部を補助するものです。

この補助は、医療的ケアが必要かどうかは問わないのですが、重度障がい者の受け入れ

を推進するためのものがございます。

毎年1法人に補助を行ってきておりまして、平成30年度予算でも1法人分を措置しているところでございます。

以上が概要になりますが、札幌市としては、ようやく法律が求めている協議の場の開催までこぎ着けたというところでございます。

今後、皆様と一緒に、官民一体、オール札幌市で医療的ケア児を取り巻く環境の向上につなげていく、そのきっかけになればと考えているところでございますので、今後ともよろしく願いいたします。

○星野委員 札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課指導担当係長の星野です。

よろしく願いいたします。

私は、心身に障がいをお子さんをお子さんとともに集団保育するにあたり、障がい児の成長発達を促進し、その児童の福祉の増進を図ることを目的としている札幌市の障がい児保育事業というものに携わっております。

また、札幌市の障がい児保育事業において、札幌市の障害児認定を受けているお子さんの受入れ施設を対象に、障がい児の発達過程や障がい児の状況に応じた適切な保育が行われるよう、巡回指導専門員（臨床心理士）とともに巡回指導を行っています。

平成29年度の入所状況について、私立保育園（認定こども園を含む）では147施設で300名、地域型保育事業所では、5施設で6名、公立保育園では、認定こども園も含み、16施設で41名となっています。

合計すると、168施設で347名の受入れがありました。

巡回指導は、1施設につきおおむね、年2回行なっております。

その中で、30年3月15日現在で、障害児認定を受けているお子さんの相談数が374名、認定を受けていないお子さんの相談数が435名と非常に多くなっており、保育園の現状が非常に厳しいと感じています。

先ほど、保育士不足というお話もありましたが、私自身が保育士でありますので、保育園の大変な現状はひしひしと感じておりまして、保育士は、若い職員が多くなり、また、残って仕事をしなければならない現状もあります。

札幌市でも障がい児保育事業を推進しており、まこと保育園の実践で証明していただいているとおり、他のお子さんと一緒に集団保育をすることで伸びてくるという、その成果も非常に多く感じるところなので、どうやって障がいがあるお子さんたちを受入れ、その集団の中でどう育てていくかを考えながら、せつかくこのような場に参加する機会を与えていただきましたので、受入れが少しでも進めるように、努力をしていきたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

○田村委員 子ども未来局施設運営課運営係長の田村と申します。

よろしく願いいたします。

私の所管している業務としては、保育所の運営にかかわる基準になります。

ですので、例えば保育士さんと園児さんが何対何とかという話をよく聞かれたりとかすると思いますが、その基準を考えたり、あとは監査ということで、施設がきちんと運営されているかというようなことを見て回るという仕事をしているところでございます。

保育所について、皆さんも御承知の部分が多いかと思うのですが、真鍋委員からも言われたように、今、保育所に対するニーズというのが、社会からいろいろと言われているところでございまして、最初に思い浮かべることは、おそらく、待機児童の解消ということで、なかなか保育所に入れないという現状について、何とかしようということで、今、我々も頑張っているところでございます。

次に、医療的ケア児についてお話をさせていただきますと、昨年度から国で、モデル事業を始めまして、ようやく国でも、こういった形で医療的なケア児の対応を始めたという状況になっております。

私としては、施設の運営に関する部分が所管ですので、当然、保育所に医療的ケア児を預けたいという保護者のニーズがあるのは十分に承知しているところですが、一方、受け入れる側の、保育所としても、この状態だったら安心してお子様を預かりすることができるという、お互いに手を握り合えるような制度設計というのでしょうか、そういったものが何かできないかということで、お互いに何があると手を結ぶことができるのかなということについて、今回の検討会の場をぜひ活用させていただきたいと考えております。

よろしくお願ひいたします。

○及川委員 教育委員会教育推進課学びの支援係長をしております及川と申します。

よろしくお願ひいたします。

本日、教育委員会からは私と後藤の2人で来ております。

学校のことはある程度イメージを持たれている方は多いと思いますが、教育委員会のイメージとなると、なかなか持ちにくいのかなと感じています。

私も実は3年前の異動で、初めて教育委員会に来まして、教育委員会というのはこのようなところだったのだというのを様々な面で実感しました。

このようなことから、皆さんの考えている教育委員会のイメージと若干ずれがあるかと思ひまして、自己紹介の中ではそういった点も含めてお話しさせていただければと思ひています。

私と後藤は、同じ課で、実は机も向かい合って並んでおりまして、同じ場所に勤務しております。

なぜその2人が一緒に来ているかということですが、端的に言いますと、私は事務職員で、後藤は教員です。

教育委員会というのは、事務職員と教員がそれぞれ分かれており、同じ係長職ではあるのですが、事務職員か教員かという出身により、仕事の内容が大きく変わってくるというのが一つの特徴かと思ひています。

ほとんど学校は大多数の教員で運営されており、このような学校の運営については、やはり教員でないと分からない部分というのが多々ございますので、これらについては、教員の方々が学校から様々なお話を聞きながら、業務を行っていくということになります。

一方でやはり、学校というのは、様々な行政の仕組みには、直接タッチしない部分もあります。

例えば先生方が予算要求したり、そういったことは考えにくいことですので、そういった学校の現場なり、様々なところからのニーズというのを誰かが取りまとめて予算にしたり、何らかの制度を作ったりというようなことをしていかなければいけません。

これらは、事務職員がまとめ上げていくことになり、このような役割分担で、教育委員会というものは運営されています。

数制的なことと言いますと、学校の教職員数、おそらく1万人ぐらいいるのだと思いますが、その中で教育委員会にいる先生方は100名足らずということで、非常に選ばれた方が来ております。

学校の現場のことや、個別のお子さんのことを全て聞くというのは、100人では不可能ですので、教育委員会にいる教員の役割というのは、学校で起こっていることに対して、札幌市全体としてどのような対策を取っていけばよいのかといったことを教育的な観点で考えていくことになります。

自己紹介として、教育委員会はこのようなところで、私は事務の立場から参加させていただいているというのを、まずはお話をさせていただきたいと思いました。

次に、医療的ケア児の関係で、関わりのある部分というのは、主に小中学校、いわゆる義務教育というところになってまいります。

義務教育のお子さんの数は、今はおおよそ14万人弱程度だと思いますが、小中学校、学年全部入れると14万人のお子さんを、朝、お預かりして、夕方、放課後、御自宅のほうにお帰しするというような、その間、生徒さんを預かるということが教育委員会の役割だと思います。

これについては、医療的ケアのお子さんに関しても、この時間のサイクルというのは同じと思っておりまして、朝、学校に来ていただいて、放課後帰るまでの時間帯の中で、どのように対処していくのかと捉えております。

そこで、数制的な話の続きですけれども、医療的ケアの状況ということで、今、札幌市では、特別支援学校と普通の小中学校と大きく二つに学校が分かれています。

今、小中学校で医療的ケアの必要なお子さんの数は、文部科学省で出している数字ですと、平成29年度で、14人のお子さんが医療的ケアを必要とするという報告を出させていただいております。

そのほか、特別支援学校における医療的ケアが必要なお子さんの数は、同じく平成29年で、豊成養護学校、北翔養護学校などで40人となっています。

このような状況ではあります、学校においては、やはり教育の場というところがござ

いまして、あくまで生徒さんに対してどのように学力なりを伸ばしていくかという観点で、様々な制度が組みられているということあり、医療的ケア児という観点でうまく制度上の支援が届くような仕組みになかなかないという実情があるかなと思っております。

このあたりが小中学校・教育委員会における医療的ケア児の最も根本的な課題なのかなと考えています。

制度は、学校用の制度になっているので、医療や看護といった観点で、組みされていないというところが最終的に行き着く課題なのかなと考えておりますが、こうした点、皆様の御意見等を伺いながら、どのような形で解決する方法があるのかなど、皆様のお話をお聞きしながら今後も進めていきたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○後藤委員 同じく教育委員会教育推進課の後藤と申します。

私の紹介としては、今、及川がある程お話してしまいましたが、私は、もともと学校の教員として、この会議には学校の教員を代表して参加させていただくということかと思えます。

私からは、学校の文化というのでしょうか、そういったところのお話も含めて少しさせていただこうかなと思うのですが、実は学校というところは、よく言うと非常に責任感の強い先生方の集団ではあるのですが、少し見方が変わると、やや外部の方の介入というのを受け入れにくいという欠点が、以前はあったかと思えます。

ただ、昨今、学校に関わる様々な問題について、学校の教員だけでは解決しにくいということにやっと学校の先生方も気づいてきたというところがありまして、現在は、外部人材として、例えばスクールカウンセラーの方ですとか、あるいは、部活動の外部コーチの方が入られるという学校が非常に増えてきております。

また、担任の先生の指示の下、先生が1人で授業するには少し難しい場合については、学びのサポーターという有償ボランティアの方が入られていたり、また、不登校のお子さんの対応をする相談支援パートナーという方が入られたりとか、現在、非常に多くの外部の人材の方々に学校に関わっていただくことで、学校が成り立っているという側面があることも事実かと思えます。

その中で、今少し関わり方が少し薄くなっているのが医療の分野ということになるかと思ひまして、今後は学校とドクターであったり、看護師であったりという方とどのように関わりを進めていくのが一番良いかということ、教育委員会でも喫緊の課題と感じているところです。

一部の特別支援学校では看護師が配置になっている部分もありますが、まだ需要としてはあると思ひます。

私も特別支援学校や中学校の特別支援学級の担任はしていましたが、医療的ケアが必要なお子さんを直接担任したことはありませんので、不勉強なところは多々あるかと思ひ

ますが、こういった医療的ケアの必要なお子さんたちに対して教育委員会がどのように対応できるかということと一緒に考えていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いたします。

○加藤副会長 改めまして、副会長で、子ども部会を代表して参加しております加藤です。

職場は、社会福祉法人の楡の会というところで、様々な事業をやっております、楡の会の児童発達支援センターのセンター長としても、様々なお子さんたちと関わりを持たせていただいています。

子ども部会では、子どもに関わるありとあらゆるというぐらい、様々な立場の方に関わっていただいています。

子ども部会には、本日、ここに委員として参加されている方々もいらっしゃいます。

教育関係者から児童養護の関係者、それから入所施設の方、親御さん、それから保育所、子育て支援の方、障がい児の支援の行っているセンターなど事業所の方も入っていただき、札幌市の子どもたちが今どのように過ごしているのか、どのような支援を受けているのか、どのような現状があるのかということ、様々な角度から情報交換をしているところです。

また、研修会を行い、そのときに旬なテーマを設定し、勉強を続けております。

このようなベースがある中で、子ども部会の中でも、医療的ケアのあるお子さんたちについて、様々なタイプのお子さんがあるねという話になっており、重症心身障がいのある医療的ケアのあるお子さんもいれば、重症心身障がいではない医療的ケアのあるお子さんもいるよねということや、医療的ケアがそこまで重くないけれども、やはり医師や看護師が身近にいたほうがいいよねというお子さんまで、本当に様々なことで困難を抱えているお子さんたちがいるのではないかという話になっております。

その中で、国の動きもあり、札幌市でも是非、検討をする場を開催してほしいということで、子ども部会からもお願いをしていたという経緯がございます。

楡の会は、重症心身障がいの方々に行く先がないということで、平成5年に法人としてできた経緯があり、地域で暮らしていくために、そのときに合った制度を使い、法人の中で様々な事業を展開しています。

平成5年当時から、医療的ケアのあるお子さんたちは来ておりました、当時でも働いているお母さんたちもいらっしゃいました。

一方で、障がいのあるお子さんを抱えたお母さんたちが、この子の子育てをどうしたらよいか分からない、預けるのではなく親子で通いたいというニーズもありました。

このような経緯もあり、現在、児童発達支援センターを含め様々な事業を行っていますが、児童発達支援センターを中心に、小さいお子さんたちは、親子で通っていただいて、その中で子どもの特性や、好き嫌いも含めて、個性も含めて、それから体のケアのことも含めて、様々な情報を得た上で療育を行っています。

3歳、4歳になって、一般のお子さんたちが幼稚園、保育園に行くであろう年頃には、単独通園ということで、ほかのお子さんたちも一緒に、障がいの重いお子さんも、自閉症や知的障がいのあるお子さんも一緒に、同じ屋根の下で療育をしています。

この年齢になると、お泊まり会もあったりして、同じように経験をして、学校に行ったら親御さんと離れていくのだからねということで、単独で通っていただいているお子さんが多いのですが、医療的ケアのあるお子さんたちは、学校に行っても、なかなか親御さんが離れられないという現状もあります。

また、重症心身障がいではなく走って歩けるのだけれども、気管切開しているお子さんも、本来ならば一人で幼稚園に行くのですけれども、医療的ケアがあるということで、親御さんが一緒に来てくださと言われては多くあります。

このような中でも、子どもたちは子どもとして、お友達と遊んだり、様々な経験をしたり、お母さんにいっぱい褒めてもらったり、いっぱい触ってもらったり、そのようなことを、先ほど射場委員がおっしゃっていましたが、子どもとして愛されて、たくさんの人に触ってもらったり、お母さんのケアだけではなくて様々な人たちの手を介して育っていき、逞しくなっていくという姿をずっとこれまでも見てきています。

大人になっても、やはり通所の場所は必要で、医療的ケアの必要な方々が楡の会に来ています。

まだまだゴールは遠いとは思っていますけれども、楡の会としては、本人たちが望む生活や人との関わり、社会への関わりということについて、少しでも保証していけるようにするため、ずっと、地域支援を行ってきています。

ただ、我々が時間をかけて、子ども部会などを通して作り上げてきたネットワークについて、もっと多くの方々に知っていただきたいと思います。

今日、皆さんのお話をここで伺いながら、本当に安心して子育てができるという地域社会をどのように作っていいのかということについて、様々な広がり私の頭の中に浮かんできました。

たくさんの人たちがそこに思いを寄せて、札幌市の子どもたちが、どこでどんなふうにもまれてきても、生き生きと育っていける、「札幌市は良い街でしょう」と言えるような、「子育てに良い街ですよ」とみんなが言えるような、そのようなことを目指していけるのではないかなという希望も持たせていただきました。

これから、様々なお話、意見を聞かせていただければと思っていますので、どうかよろしくをお願いします。

○福井会長 事務局の方でも、今、御発言していただいた中で、これが課題だねと、現状はこうだという御意見がある、そして、その中でも課題はここにあるねという、そのような整理の仕方をしていただければと思っています。

私も、聞いてメモしながら、すごく良いヒントになることがたくさんあったので、少し整理をして、また次の会に臨みたいと思っています。

最後、私の自己紹介ですが、私は3年前まで真駒内養護学校の校長をしており、その後、退職して、今は札幌大学で特別支援学校の先生になりたい学生のための指導をしています。

大学を卒業してからずっと肢体不自由の教育に携わる教員をやっていました。

それから北海道教育委員会と学校という現場を行ったり来たりしながら、拓北養護学校の校長もしましたし、最後は真駒内の校長をしたのですが、この三十数年間、現場の子どもたちの実態が本当に大きく変わってきて、特に二十数年ぐらい前から、今見ている障がいの非常に重たいお子さんの数が多くなってきている印象を受けます。

昔なら、障がいの重たい子どもはどこにいたと言ったら、いわゆる豊成養護学校に集約していたのですが、このような子どもたちも、真駒内養護や拓北養護にも、それから全道の特別支援学校にも、そして今は普通の、先ほど言った小中学校でも、このような子どもたちがたくさん学んでいる状況になっています。

私もずっと担当していて痛切に感じていたのですが、私自身の32歳になる娘も医療的ケアを受けて育ってきました。

0歳から胃瘻だったのですが、9歳になる前に、練習を経て、口から自分で食べられるようになったので、訪問教育から在校の教育に移行して、それから私の職場といつもすれ違っていたのですが、真駒内養護学校と拓北養護学校を経て卒業して、今は様々なところに通所をしています。

最初、32年前に娘が生まれたとき、医療的ケアという言葉がありませんでした。

このような言葉で、子どもたちのことを表現したことはなく、それからしばらくして、北海道というよりも東京や神奈川で、このような子どもたちにも訪問教育ではなく、通学して学校教育を受けることが何とかできないだろうかという動きが少しずつ出てきました。

そして、新しく、それは医療的ケア児という子どもなので、このような子どもたちは、それこそ家庭でお母さんたちがやっているのだから、一部の医療者も、それなら先生だってできるのではないかとかと非常に難しい議論を経た上で、厚労省も文科省も重い腰を上げました。

このような経緯で、看護師さんがいて、一部の教員が医療的ケアをできるという仕組みを少しずつできて、やっと現状になってきたと考えています。

その間、様々な、それこそ重症心身障害児（者）を守る会の人たちや、北海道の関係の団体の人たちが一生懸命、全国の人たちに働きかけて、今まではなかった制度をつくり上げてきました。

もう一つは、老人の課題で、高齢者の課題でも同じように、医療をどう家庭に入れていくかという、在宅で高齢者が暮らすためにはという同じ課題を抱えています。実は数が多いからという理由で、そちらのほうが先に進んでいったという経緯があります。

そのような中で新しい制度が少しずつできてきて、私の感覚でいうと、実は、上手く

いっているかなというところは、少しあります。

行けなかったものが行けるようになった、他職種として、看護師さんなんかは学校にいなかったのに、今はちゃんと国も予算を立てて、環境を整えてくれた、制度も作った、だけれども、まだまだ、今日のお話の中であったように、当事者や子どもも、それから暮らしている家族の人たちも、それから医療の人たちだってなかなか手が届かないことがあり、子どもたちが活動する保育所や学校現場の関係者の人たちだって、まだまだ十分とは言えないと感じています。

先ほどお聞きした補助制度の話についても、ここまで制度が整うなどということは今まで考えられなかったことです。

看護師さんの人件費まで出してくれるようになり、ああ、できるようになりつつあるなと思う一方、一旦立ち止ってみると、今日、皆さん話してくれた様々な課題が残っており、まだこれをみんなで取り組まなければならないという現状を、やはり私たちが押さえなければいけないかと思えます。

また、先ほど行政の内部委員の話にあった各種制度について、本当に一人一人の子どもや家族や様々な人たちに、有益な制度になるのか、それを評価するのは当事者であって、子どもであって、家族であって、あるいは実際にそれを支えている人たちですので、次、何をやるべきかということをおみんなで考えていければ良いなというのが私の思いです。

特別支援で少しずつ受入れは進んでいるが、そこでもまだ一部の非常に手がかかる、人材がかかる、費用がかかるという子たちがいるので、たくさんの人たちの知ってもらう、理解を深める活動も必要かと思えます。

お金を使って制度を作れば良いというように完結してしまわないように、社会の重要な問題として結びつけていくことが必要なのかなと思いました。

実は3年前に退職してから、この問題にはもう関わらないだろうと思っていたのですが、札幌市の方がおいでになって、このような課題があるということをおかれて、その時に何とかしなければならぬと強く思いました。

北海道も同じような課題で、今、取組をしています。

ケースとしては、もっと難しい子どもたちのことをどうするかということもやっているようなので、これから様々な委員の方に詳細な情報を提供していただいて、一緒にみんなで勉強していければと思っています。

当事者の方、大変、出席が難しいとお話がありましたが、この会を、当事者の声をなるべく聞けるような機会にもしていきたいと思っています。

次回は、先ほども言いましたが、何回かに渡って、委員の皆さんから、私たちにも分かりやすいように情報提供をしていただきながら、また勉強を重ねていきたいなと思っています。

それから、医療的ケア児の施策について、国の方向性がどのようになっているか、国はこのような子どもたちに対して、総合的な支援をどのように進めていくつもりなのか、都

道府県や市町村に何を求めているのかが少し分からないところがあります。

札幌市が目指すべき方向性、目標にもなるのではないかなと思いますので、もし事務局で、国の動きが説明できるものがあれば教えていただければと思っております。

少し、進め方が強引なところもあって申しわけないのですけれども、時間も来ましたので、ここで終わりたいと思うのですが、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（名塚） 障がい福祉課調整担当係長の名塚でございます。

福井先生からお話があったのですけれども、改めて、今後のスケジュールについて簡単に御説明したいと思います。

この会の目的というのが、地域の課題や対応策について、継続的に意見交換や情報共有を図るというものですので、先ほど福井会長からあったとおり、今後、何回かに渡りまして、大体2名から3名くらいの委員に、15分から20分程度の講演という形で行っていただきまして、それを受けて意見交換、質疑応答という進め方を考えております。

それ以降については、会の進行状況や、皆様からの御意見などを基に、柔軟に考えていきたいと考えております。

また、これらとは別に、札幌市として行う予定の事業の説明などについても、皆様から御意見をいただけるような機会というのを設けたいと考えております。

その他、配付資料7について、簡単に説明させていただきたいと思っております。

こちらは、今年の3月26日に札幌市障がい者施策推進審議会というところからいただいた答申の一部になりまして、答申の項目が三つあるのですけれども、そのうちの医療的ケア児の部分のみを抜粋したものになります。

内容は、3ページの題名3、審議会の意見というところに書いておりまして、時間の関係上、三つの要点だけ読み上げさせていただきます。

①番、「医療的ケア児」について、「日常生活を営む上で医療的ケアが必要な子ども」と広く捉えるべきである。

②番、医療的ケア児及びその保護者には、様々な悩みが複合的に存在していると思われる。まずはその実態を把握し、課題を整理すべきである。

最後に③番、今後については、自立支援協議会の子ども部会に設置される協議の場において、本答申内容及び国の動向を踏まえて、保健、医療、福祉、教育等の各分野が連携し、医療的ケア児の支援体制の構築を目指した詳細かつ活発な協議が行われることを要望するという三つの内容になっております。

結果的に子ども部会に設置するというところは変わってしまったのですけれども、まさにこの三つ目の協議の場が、この検討会になりまして、この検討会に議論を引き継ぐといった内容で、この答申が締められておりますので、参考までに情報提供させていただきました。

私からの説明は以上でございます。

○事務局（中田） それでは、次回の検討会につきまして、予定をお知らせいたします。

今回は、7月31日、火曜日の19時から、場所は、ここは異なりまして、大通西19丁目でございます、札幌市視聴覚障がい者情報センターの2階大会議室で開催をする予定となっております。

詳細につきましては、後日また御連絡をさせていただきたいと思っております。

6. 閉 会

○福井会長 以上で本日の会議を終了したいと思います。

皆さん、御協力いただきまして、ありがとうございました。

この内容については、出席者による確認を経て、重複した言葉遣いや、明らかな言い直しがあったものなどを整理した上で作成しています。（作成：札幌市障がい福祉課）